福祉レジーム論とスピーナムランド制度
ー脱商品化を巡るG.エスピン＝アンデルセンとK.ポランニーの議論を通してー

永嶋信二郎（名寄市立大学）

Wekfare Regime and Speenhamland System:De-commodification on G.Esping-Andersen and K.Palanyi

１．問題設定

G.エスピン＝アンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界』において、各国の福祉国家を脱商品化と社会的階層化という視点から、市場で福祉を供給するイギリスやアメリカを中心とした自由主義レジーム、社会保険を中心として福祉を供給するドイツやフランスを中心とした保守主義レジーム、国家を中心として福祉を供給する北欧を中心とする社会民主主義レジームに分類した。そして、彼の福祉レジーム論は、社会保障・福祉国家研究の分野において世界的に大きな影響を与えた[1]。

彼の福祉レジーム論における鍵となる概念は脱商品化であるが、エスピン＝アンデルセン（2001：４）が指摘するように、彼の議論はK.ポランニーの理論の影響を受けている。よって、エスピン＝アンデルセンの理論とポランニーの理論はこれまで別々に議論されていたが、エスピン＝アンデルセンの理論を理解するためには、 K.ポランニーの理論との関係で捉える必要がある[2]。

特に、エスピン＝アンデルセンは特にポランニーのスピーナムランド制度に関する議論を取り上げている。また、ポランニー自身も彼の議論を論証する事例として、スピーナムランド制度に関する議論を取り上げて、それを詳細に検討している。よって、両者の理論を明らかにしていくためには、両者がスピーナムランド制度をどのように捉えているのか検討する必要があり、それによって両者の理論の特徴や関係性を明らかにすることができる。そして、このことから、K.ポランニーのスピーナムランド制度論を検討することによって、エスピン＝アンデルセンにおける脱商品化論の特質を明らかにすることができるとともに、スピーナムランド制度が福祉レジーム論にどのように影響を与えているのかということを明らかにすることができる[3]。

そこで、本報告では、エスピン＝アンデルセンの理論にK.ポランニーのスピーナムランド論がどのように影響を与えているのかを明らかにしていきたい。

２．G.エスピン＝アンデルセンとK.ポランニー―脱商品化とスピーナムランド制度―

エスピン＝アンデルセン（2001：4）は福祉国家における固有の特性を捉えなおすために、ポランニーの議論に触発されて、社会権を「脱商品化」能力という観点から検討している。そして、人々が市場関係に依拠することなく、一定水準の生活を形成することを可

---

[1] エスピン＝アンデルセンについては、下平（2025）を参照。

[2] 圷・金子・室田（2016：164-166）は、エスピン＝アンデルセンが福祉レジーム論で重視していたのは、ポランニーの議論を踏まえて、労働者を承認化する市場経済や政治に対抗する力の制度化を通じて人間社会の存続を図る点にあったと指摘している。しかし、ここではそのような指摘に留まっており、詳細な分析が行われているわけではない。それに対して、永嶋（2017）では、両者の議論の関係性を明らかにしている。

[3] 大沢（2013：63）はエスピン＝アンデルセンがポランニーを援用して、「スピーナムランド制度」が労働力の商品化を防ぐのに対して、新救貧法は市場原理が貫徹するようにデザインされた積極的社会政策であると位置づけられていると指摘する。しかし、大沢はそのように指摘するに留まっており、詳細な分析は行われていない。また、若森（2025：230-232）では、スピーナムランド制度論がなぜ失敗したのかという観点から、K.ポランニーのスピーナムランド制度論について検討している。

能にする程度が社会権を評価する指標として有益と指摘したうえで、社会権が市民の「商品」としての地位を緩和していると指摘している。
　また、エスピン＝アンデルセン（1990＝2001）資本主義における労働力の商品化に対して、マルクス主義は賃労働による人々の福祉の根絶が社会改良によって変化がもたらされると考えたことから、社会権が商品化に対する解決するとともに、階級分化を抑止すると指摘している。さらに、保守主義が商品化は社会的権威や社会統合を脅かすとして反対していると指摘している。
　その上で、ポランニーが『大転換』において、自由放任型資本主義が労働力の完全な商品化に向かって進むことに矛盾を見出したと指摘するとともに、そのことから資本主義は労働力の商品化によって発展するとともに自己解体をも引き起こすと述べている。
　そして、エスピン＝アンデルセンはポランニーがイギリスを例にあげつつ、産業社会以前に存在したスピーナムランド体制が所得保障を通して労働力を純粋な商品とすることを防いでいたと捉えていたと指摘したうえで、それを踏まえてスピーナムランド体制が社会的賃金を保障することによって窮乏が緩和したと述べるとともに、この体制が新救貧法に代わるまでは、イギリス資本主義の足かせになったと指摘する。
　さらに、欲望や人間が商品化し、資本蓄積が進むなかで労働者は弱くなるなかで、市場において労働者が自由に選択できるという教条が正当化される一夫、マルクスらとともにポランニーはそのような自由は監獄の自由や虚構の自由であると捉えた判断に賛成していることを指摘する。つまり、労働者は自らと社会を再生産しなければならないことから、他の生計手段に頼れなければ、価格面で折り合いがつかなくても、長い間市場に出ないわけにはいかないという点で他の商品とは同じではないことを指摘する。
　そして、労働力を商品化する政治は、商品化に対立する力を育成すると指摘したうえで、労働力商品は病気や景気循環によって破壊＆個々の労働者が別の商品として行動することによって競争が激しくなれば、労働力の値段は安くなるとともに、商品化された労働者は代替可能であることから、その代わりを見つけることもできるという点で原子化されているとエスピン＝アンデルセンは主張する。さらに、脱商品化が進むということを彼は主張するが、その根拠としてポランニーは脱商品化がシステムが存続するためには必要であるということを指摘したことをあげている。
　そして、彼はポランニーの指摘を受けて、古典的な自由主義国家は、援助をさし控え、伝統的な社会的保護システムを除去することに尽力したうえで、その代替としての市場以外のものを拒絶することによって、貨幣に基づく関係に対して社会経済組織において主導的な役割を与えようとしたと述べている。なお、エスピン＝アンデルセンは脱商品化が進む根拠としてそれが個々人の福祉や安全が許容可能なレベルに達する前提条件であること、そして脱商品化が進展しなければ、労働者が団体行動を行うことができないことをあげている。

3.　K.ポランニーのスピーナムランド制度論

（１）スピーナムランド制度の基本的性格

　ポランニー（1944=2009）は1795年から1984年という産業革命が最も進行した時期に、イギリスにおいて労働市場の創出を妨げていたのはスピーナムランド制度であると指摘する。また、ポランニーは自由労働市場がすべての関係者に対して貨幣収入面で恩恵を与えるが、それが作り出す社会的破壊を埋め合わせることができなかったために、労働組合や工場法のような労働を市場メカニズム自体の機能から保護する規制が導入されたことによって、市場の自己調整作用を妨げ、そのシステムを破壊したと指摘したうえで、その中でスピーナムランド制度が戦略的な位置を占めていたと述べている。
　また、ポランニーはスピーナムランド制度の意図を温情主義的な労働組織のシステムを補完することと述べたうえで、1795年5月6日にスピーナムランドで治安判事が賃金扶助の額はパンの価格に応じて定められるべきであり、貧困者の所得に関係なく最低所得が保証

されるべきであるとの決定を下したと述べたうえで、それによって「生存権」の導入に等しい革新が導入され、1834年に廃止されるまで競争的労働市場を妨げるのに効果があったことを主張した。そして、彼は。労働せずに生計を立てられれば、誰も賃金のために働きはしないことから、賃金システムはスピーナムランド制度が認めたような「生存権」の撤廃を必要としていることは自明であると指摘する。

さらに、ポランニーは賃金システムが賃金労働者から生存に対する法的権利を奪うが、「生存権」も賃金労働者によって死に至る罠と指摘し、その理由としてスピーナムランド制度では賃金が法律で認められた一定額の家計所得に達しない限り、雇用されていても救済の対象とされたことをあげている。そして、彼はこれによって、労働者はどんな額の賃金をもらっていても、所得は同額になることから、労働者は金銭面で雇用主を満足させることに関心をもたなくなるとともに、雇用主は僅かな賃金しか支払わなくなり、救貧税からの補助金が労働者の所得を規定の額まで引き上げてくれたことから、雇用主はどんな賃金であっても労働者を雇うことができたことを指摘する。そしてポランニーは労働の生産性が貧民労働の水準まで低下したことによって、規定された額を超えて賃金を引き上げない口実を与えることになったと述べる。そして、彼はこのような院外救済や賃金扶助が導入されることによって労働の分野に関しては規制の原理が再び導入されることとなったと述べている。

また、ポランニーは、これによって親は子どもの養育から解放されるとともに、子どもは親に頼らなくなるとともに、雇用主は賃金を減額でき、労働者は飢餓の心配がなくなり、人道主義者は慈悲深いと称賛し、功利主義者は気前のよいものではないと自らを慰めたことから、これほど人気の高い措置はなかったと述べている。しかし、彼は長期的には賃金は底なしに低下し、人々は税に頼ることになった結果、地方の人々は貧民化するという恐ろしい結果となったと主張したうえで、労働市場のない資本主義体制は失敗に終わったと結論づけている。

さらに、ポランニーは、資本主義の諸法則は温情主義の原理と敵対することは明らかであり、その法則の厳しさははっきりしたものとなり、それに侵犯した者に対する報復は残酷なものであったと指摘したうえで、1832年の改正選挙法と1834年の修正救貧法が近代資本主義の出発点と認識されるのであれば、その根拠は、慈善心のある地主の支配と給付金制度（スピーナムランド制度）の終焉にあると指摘している。また、彼は、スピーナムランド体制では、温情主義から発する市場システムの危険から労働を保護する勢力と市場システムのもとで生産要素を組織したうえで、人々から以前の地位を奪い、労働を販売して生計を立てることを強制することによって、労働の市場価値を奪う勢力に引き裂かれたと主張した。そして、彼は農村地方にプロレタリアートが産み出されていたのに対して、「救貧法の拙劣な運営」によって人々が労働から生活の糧を得ることを妨げていたと唱えたうえで、機械を破壊しなければならないか、正規労働市場を創出しなければならないかの二者択一を迫られていたと指摘する。

そこで、彼によれば、1834年においては、どんなものであっても、スピーナムランド制度の継続よりはましであると確認されていたとしたうえで、1834年の新救貧法によって「生存権」が否定され、イギリスにおいて競争的労働市場が確立されたが、その後工場法や社会立法、そして工場労働者階級の政治的運動など社会の自己防衛が開始されるというように、1834年の新救貧法以降、19世紀社会は市場システム固有の論理によって規定されることとなるが、その出発点がスピーナムランド制度であると主張している。さらに、ポランニ―は、このスピーナムランド制度がわれわれの社会認識を形成したということも指摘している。

（２）スピーナムランド制度の展開過程

ポランニーは、1662年の定住法が一部撤廃され、教区農奴制が廃止され、労働者の物理的な移動が復活し、労働市場を全国的な規模で確立できる状況にあった1795年にスピーナムランド制度ができ、賃金扶助が普遍化され、家族手当が加えられるようになったことに

よって、「生存権」が保証され、それが院外救済のかたちで与えられるようになったと指摘している。しかし、彼は産業革命が賃金のために働く労働者を全国規模で供給するために定住法が撤廃されたのに対して、スピーナムランド制度は、一人前の男子が飢餓の恐れなく、稼ぎが少なくても教区が彼とその家族を養う原則であったことから、二つの経済政策に矛盾があったことを唱えている。

ただ、ポランニーは、これは地主階級が全国規模の労働市場を容認することによって、賃金騰貴を含む地方の不安定化を回避したかったという事情があったと唱えている。つまり、ポランニーによれば、農村において貧民が増加したら、それはさまざまな原因によって引き起こされた社会的な病理現象であるとみなしたうえで、その原因の大部分は救貧法を適切に運用することができなかったゆえに生じたものであると指摘する。しかし、彼は貿易の急激な変更により、地域的分業をあいまって、農村と都市における雇用の混乱の原因となり、失業の急激な上昇をもたらしたと述べた。

そして、ポランニーは、そのようなスピーナムランド制度が存在した理由として、競争的労働市場が存在しない場合には、貧民の増大と賃金の上昇は相反することになるが、それが存在しない場合には貧民と賃金が同時に増大することによって、都市の失業は農村が負担することになることから、農村社会を破壊することになると指摘する。そこで、彼は農業の賃金を向上させるものとしてスピーナムランド制度が存在していたと捉えた。

また、ポランニーは、そのスピーナムランド制度は、就業者に恩恵を与える賃金扶助として始まったが実際は雇用主を補助することになったと指摘した。なぜなら、これが賃金を生存水準以下に引き下げるかたちであらわれたからである。そして、ポランニーは雇用主に救貧税があることによって、低賃金に対して補填をする必要がなく、利益を得ることになったことを唱えた。しかし、ポランニーは、その結果、労働生産性に影響が出て、標準的な賃金も低下させ、賃金扶助の「給付額」も引き下げざるを得なかったと述べた。そして、ポランニーは、1820年代までにパンの給付量が多くの州で削減され、貧民の収入は低下を余儀なくされたと述べたうえで、スピーナムランド制度の給付額が1815年から1830年の間に3分の1現象したことを指摘する。さらに、彼はスピーナムランド制度が抱える問題の根源は、救貧税の負担よりも、労働生産性に及ぼす賃金扶助の影響の方が事実に近いと述べた。

以上のことから、ポランニーは、自らの労働で生計を立てることができないのであれば、労働者は労働者ではなく貧民であるが、労働者を人為的にそうした状態に陥れてしまったことが、スピーナムランド制度の最も忌まわしい面であったと指摘する。つまり、ポランニーによれば、スピーナムランド制度のあいまいな人道主義が労働者を一つの経済的な階級へと成長していくことを妨げ、経済のひき臼の中で定められた破滅の運営から逃れうる唯一の主題を労働者から奪ってしまったということである。そして、ポランニーは、スピーナムランド体制は人間性を堕落させる手段であり、社会の基礎となる諸規範を解体する自動装置であったと指摘したうえで、労働を忌避し労働不適格を偽装することを奨励したばかりではなく、人間が生活困窮者になる運命から逃れようとしている努力をしているときに、貧困の誘惑を増大させるものであったと唱えた。また、ポランニーは、人間は救貧院に入ると、容易にそこから抜け出すことはできず、品格や自尊心が失われることを主張した。

そして、彼はスピーナムランド制度の撤廃は近代的な労働者階級の真の誕生を画するものであり、公的救済への憎悪、国家干渉に対する不信、体面や独立独行への固執はイギリス労働者の特徴として残存していたことを指摘する。そして、ポランニーによれば、スピーナムランド制度の撤廃はイギリス中産階級の仕事であり、その転換は突発的に生じたと指摘する。しかし、それは、ポランニーによると、国民を支えているように見えるシステムが彼らから略奪しており、「生存権」が死に至る病であるという国民の広範な階層がもつ確信であったと述べている。それに対して、彼は新救貧法は院外救済を与えないと規定したうえで、全国的に労働能力のある者と労働不適応者に区別したうえで、賃金扶助は

打ち切られたと指摘したうえで、労役場が恥辱と汚名の場ととなり、そこにいること自体が心理的・道徳的苦痛になったと指摘する。また、ポランニーは救貧委員が専横的で集権的な監督のもとで法律を執行することになったことを指摘する。

その上で、彼は1834年に産業資本主義の準備が整い、新救貧法が導入されたことを指摘したうえで、スピーナムランド制度が農業国イギリスと働く人々を市場メカニズムから防衛してきたが、働く人々はスピーナムランド制度が撤廃される頃には、悪夢に出てきそうな亡霊のようになり肉体的に人間性を喪失させられたのに対して、有産階級は、キリスト教の社会の一体性が消え去り、持たざる同朋の存在についての責任を否定する事態にとって代わりつつあったことによって、精神的に堕落していたと指摘し、『二つの国民』が生じていたと指摘していた。その中で、彼によると、人間の労働を商品化しなければならないという市場メカニズムの完成化の要求がなされたうえで、人々がスピーナムランド体制に対する嫌悪と恐怖から、庇護を求めてユートピア的な市場経済に駆け込んだと指摘する。

４．結語

エスピン＝アンデルセンは、ポランニーの議論に触発されて、社会権を「脱商品化」能力という観点から検討した。そして、彼は、社会権が市民の「商品」としての地位を緩和すると指摘した。また、エスピン＝アンデルセンは、労働力の商品化に対してマルクス主義における社会改良が変化をもたらすという立場を主張したことを指摘したうえで、保守主義も、商品化に反対の立場をとっていることを指摘した。そして、労働力の商品化に関する以上の議論を踏まえて、彼は、ポランニーが『大転換』において、自由放任型資本主語が労働力の商品化に進むことが矛盾を見出したと指摘したことから、エスピン＝アンデルセンは、資本主義は労働力の商品化によって自己解体を引き起こすことを主張した。

さらに、彼は、ポランニーがスピーナムランド体制によって、窮乏が緩和されたと同時にイギリス資本主義に足かせになったと主張した。加えて、エスピン＝アンデルセンは、商品化によって労働者は弱くなることから、市場において労働者が自由に選択できるという教条は、ポランニーによればそれは監獄の自由や虚構の自由であると捉えていたことと指摘した。つまり、エスピン＝アンデルセンによると、労働者は再生産するために、市場に出なければいけないということである。しかし、彼は、労働力の商品化は、それに対立する力も育成すると指摘したうえで、労働力商品は病気や景気循環によって破壊され、労働力の値段は安くなるとともに代替可能な存在になると主張する。そして、エスピン＝アンデルセンは、脱商品化がシステムを存続させるために必要であるということをポランニーの議論を根拠にして主張したうえで、ポランニーの指摘を受けて、古典的な自由主義国家は、援助を控え、社会的程を除去することによって、貨幣関係が中心的な役割を果たすものにしようと主張した。

そこで、エスピン＝アンデルセンが触れているポランニーのスピーナムランド制度論を検討すると、次のことが明らかになった。まず、ポランニーは、スピーナムランド制度が労働市場の創出を妨げていたと指摘した。彼によると、自由労働市場が社会を破壊するために、労働を市場から保護する規制が導入されたことによって、市場システムは破壊されたが、その際にスピーナムランド制度が戦略的な位置を占めていたとのことである。また、ポランニーによれば、スピーナムランド制度においては、賃金扶助の額はパンの価格に応じて求められるとともに、最低所得が保証されるとしたことから労働市場が競争的になることを妨げることになったと指摘したうえで、スピーナムランド制度で賃金が法律で認められた一定額の家計所得に達しなければ、雇用されていても救済の対象となり、かつ労働者の賃金額に関わらず所得は同額になることから、労働者は雇用主に対して賃金面での満足を求めなくなったと述べる。そこで、彼は、たとえ雇用主が低賃金しか労働者に支給しなかったとしても、救貧税を財源として現金が支給されることから、雇用主は労働者を雇うことができると指摘した。さらに、ポランニーは、以上のようなかたちで院外救済

や賃金扶助が導入されることによって、賃金は低下し、人々は税に頼ることになったと述べる。

また、ポランニーは、労働市場が全国的な規模で確立できる状況の中でスピーナムランド制度ができ、「生存権」が保証されたと指摘した。しかし、彼は、賃金労働者を全国規模で供給することとスピーナムランド制度は矛盾があったが、これは地主階級が農村において貧民が増加することを避けたかったことによるものであるが、貿易の変動によってh失業の上昇がもたらされたと主張した。そして、ポランニーは、競争的労働市場が存在しない場合には貧民と賃金が増大することにより、都市の失業が農村の負担になることから、農業の賃金を向上させるためにスピーナムランド制度が存在したと指摘した。また、彼は、スピーナムランド制度が労働者の賃金扶助をその生存水準以下に引き下げることによって、労働者を低賃金の状態にした結果、雇用主は利益を得ることになったと述べた。しかし、ポランニーは、そのことが賃金扶助の給付額自体を低下させることになった結果、スピーナムランド制度が労働で生計を立てることができなくさせ、労働者を貧民の状態にしたことが指摘された。つまり、彼はスピーナムランド制度が労働者を階級に成長していくことを妨げたということである。そして、ポランニーは、スピーナムランド体制は人間を堕落させ、社会の規範を解体したと指摘したうえで、貧困の誘惑への誘惑を増大させたと主張した。さらに、彼はスピーナムランド制度が撤廃されるとともに、労働者は公的救済や国家干渉への憎悪・不信や対面や独実独行に固執することになったと指摘した。そして、ポランニーは、スピーナムランド制度によって労働者が人間性を喪失したのに対して、精神的に堕落したと述べたうえで、労働の商品化とスピーナムランド体制への嫌悪と恐怖から、市場経済に駆け込むことになったと主張した。

以上のスピーナムランド制度に関する議論はイギリス福祉国家の歴史に照らし合わせて検証される必要があるが、エスピン＝アンデルセンの脱商品化に関する議論のなかでスピーナムランド制度について触れられていること、そのエスピン＝アンデルセンのスピーナムランド制度はポランニーのスピーナムランド制度論に影響を受けていること、そしてポランニーのスピーナムランド制度論は以上のような内容であるということを踏まえて、現代の福祉国家論を検討する必要がある。逆に言えば、ポランニーのスピーナムランド制度論を踏まえて、エスピン＝アンデルセンの議論、そして福祉レジーム論を検討することによって、その理論の妥当性、ひいては福祉国家をどう捉えていけばいいのかということについて再検討していくことが求められるのではないか。特に、マルサスの批判を受けて、救貧法は1834年の新救貧法への展開していくこと、特にスピーナムランド制度の特徴である院外救済から院内救済に新救貧法で回帰していくこと、そしてその体制が1870年代の「大不況」によって転換を迫られるというイギリス福祉国家の歴史的展開を踏まえると、そのような歴史的展開にあったかたちでの福祉国家論の構築というものが、エスピン＝アンデルセンをポランニーのスピーナムランド制度論の検討から見出すことができるのではないか。

参考文献

Esping-Anderusen,G.［1990=2001）*Three Worlds of Welfare Capitalism*,Polity Press（岡沢憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房９

Polanyi,K.（1944＝2009）*The Great Transformation:The Political and Economic Origins of Our Time*,Farrar＆Rinehart（野口武彦・楢原学訳『新訳　大転換―市場社会の形成と崩壊―』東洋経済新報社）

圷洋一・金子充・室田信一（2016）『問いからはじめる社会福祉学　不安・不利。不信に挑む』有斐閣

大沢真理（2013）『生活保障のガバナンスージェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣

下平裕之（2025）「エスピン＝アンデルセン―福祉国家の正当化と類型化」小峯敦編『福祉の経済思想家たち　第3版』ナカニシヤ出版
永嶋信二郎（2017）「脱商品化論におけるG.エスピン＝アンデルセンとK.ポランニー」『仙台白百合女子大学紀要』第21号,pp. 35-56
永嶋信二郎（2018）「スピーナムランド制度におけるG.エスピン＝アンデルセンとK.ポランニー」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』第8号,pp. 1-15
若森みどり（2025）「ポランニー―社会の自己防衛から福祉国家の哲学へ」小峯敦編『福祉の経済思想家たち　第3版』ナカニシヤ出版